

茨木市健康増進健康診査事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第4条の2第4号に掲げる健康増進健康診査（以下「健康診査」という。）を実施することにより、疾病の早期発見及び早期治療を促進し、並びに生活習慣病を予防し、もって市民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2 健康診査の対象は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、次のアからエに該当する者

ア 受診する日の属する年度において40歳以上74歳以下の年齢に達する者であって、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の特定健康診査の対象とならない者（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成29年厚生労働省令第88号。）第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年厚生労働省告示第3号）に規定する者を除く。）

イ 受診する日の属する年度において75歳以上の年齢に達する者であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

ウ 受診する日の属する年度において40歳以上の年齢に達する者であって、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

エ 受診する日の属する年度において40歳以上の年齢に達する者であって、前各号に掲げるもののほか、市長が健康診査の受診を必要と認める者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(健康診査の実施方法)

第3 健康診査は、次の各号に掲げる方法により実施するものとする。

(1) 市長が指定する医療機関において実施する個別健診

(2) 茨木市保健医療センター内において実施する集団健診

(3) 市内公共施設等において実施する巡回健診

2 健康診査の結果は、次の各号に掲げる健診の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該健診を受診した者に通知するものとする。

(1) 個別健診 健康診査を行った医療機関が通知する方法

(2) 集団健診 茨木市保健医療センターの指定管理者（以下「指定管理者」という。）が通知する方法

(3) 巡回健診 健康診査を行った医療機関又は市長が通知する方法
(健康診査の実施内容)

第4 健康診査の内容は、別表のとおりとする。
(健康診査の費用)

第5 健康診査の費用は、無料とする。
(指定管理者が行う業務)

第6 指定管理者が行う業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 集団健診

(2) その他健康診査の実施に必要な業務のうち、市長が指定するもの
(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、健康診査の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表

問診	
理学的検査	
身体計測	身長、体重、肥満度、腹囲
尿検査	蛋白、糖
血圧測定	
血液検査	GOT、GPT、 γ -GTP、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はnon-HDLコレステロール、血清クレアチニン、血清尿酸、eGFR、血糖、ヘモグロビンA1c